

2023年3月1日

各位

会社名 窪田製薬ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役会長、社長兼最高経営責任者
窪田 良
コード番号 4596 東証グロース
問合せ先 管理部 広報・IR 担当
(TEL : 03-6550-8928 (代表))

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年4月21日開催予定の当社第8期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 主に Kubota Glass に携わる人員の増加を見据えた経営合理化の一環として、業務の効率化と事務所賃料の削減を目的として、本店の所在地を東京都千代田区から東京都港区へ変更するものであります。なお、関連する附則を設けるものであります。
- (2) 当社は、本年2月1日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、本年4月21日開催予定の当社第8期定時株主総会の承認を条件として、指名委員会等設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに執行役および委員会等に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年4月21日（金）（予定）

定款変更の効力発生日

2023年4月21日（金）（予定）

以上

【別紙 定款変更の内容】

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (条文省略)</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を<u>東京都千代田区</u>に置く。</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> (以下「<u>指名委員会等</u>」という。)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を<u>東京都港区</u>に置く。</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 8 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 (条文省略)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会<u>の決議</u>又は取締役会の決議によって委任を受けた<u>執行役</u>が定め、これを公告する。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会<u>の決議</u>によ</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(株式名簿管理人)</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会<u>の決議</u>によって委任を受けた<u>取締役</u>が定め、これを公告する。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会<u>の決議</u>によ</p>

現行定款	変更案
<p>て委任を受けた<u>執行役</u>の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第11条～第12条（条文省略）</p> <p>（株主総会の招集権者及び議長）</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>執行役会長を兼務する取締役</u>が招集し議長となる。但し、<u>当該取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第14条 （条文省略）</p> <p>（株主総会決議事項）</p> <p>第15条 株主総会は、その決議によって、法令又は定款に別段の定めがある事項を定めるほか、当会社又は当会社の親会社及び子会社の<u>執行役</u>、従業員（<u>取締役を兼務する者を含む。</u>）及び顧問に対する当会社の新株予約権（ストック・オプション）の発行の計画の内容を定めることができる。</p> <p>2 （条文省略）</p> <p>第16条～第17条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 （取締役の員数）</p> <p>第18条 当会社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p>	<p>て委任を受けた<u>取締役</u>の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第11条～第12条 （現行どおり）</p> <p>（株主総会の招集権者及び議長）</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>が招集し議長となる。但し、<u>取締役会長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第14条 （現行どおり）</p> <p>（株主総会決議事項）</p> <p>第15条 株主総会は、その決議によって、法令又は定款に別段の定めがある事項を定めるほか、当会社又は当会社の親会社及び子会社の<u>取締役</u>、従業員及び顧問に対する当会社の新株予約権（ストック・オプション）の発行の計画の内容を定めることができる。</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>第16条～第17条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 （取締役の員数）</p> <p>第18条 当会社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、<u>5</u>名以内と</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>する。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(代表取締役及び役付取締役)</u></p> <p>第21条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>執行役会長を兼務する取締役が招集し議長となる。</u>但し、<u>当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役にこれに当たる。</u></p>	<p>する。</p> <p><u>2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、社長、最高経営責任者及び最高財務責任者各1名並びにその他の役職を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集し議長となる。</u>但し、<u>取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役にこれに当たる。</u></p>
<p>第22条～第24条 (条文省略)</p>	<p>第23条～第25条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に区別して、株主総会の決議によって定め</u></p>

現行定款	変更案
<p>第26条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 指名委員会等</u></p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 6 章 執行役</u></p> <p>第29条～第33条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>る。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集手続)</u></p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第32条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>36</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p style="text-align: center;"><u>(執行役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 <u>当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる第 8 期定時株主総会終結前の行為に関する執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(本店の所在地に関する経過措置)</u></p> <p>第 2 条 <u>本店の所在地の変更は、2023 年 6 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

以上